

機材レンタル規約

本規約は、株式会社テクニコ（以下「当社」といいます）が提供する機材レンタルサービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。お客様（以下「甲」といいます）は、本規約の内容を十分に理解・同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第1条（契約の成立）

1. 本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）は、甲が当社指定の申込書に必要事項を記入のうえ申込みを行い、当社がこれを承諾した旨、甲に連絡した時点で成立するものとします。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 甲が本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) その他、当社が契約締結を不適当と判断した場合

第2条（レンタル対象機材）

1. 本サービスにより貸与される機材（以下「本機材」といいます）は、ウェブサイトにレンタル品として記載されたものとします。
2. 当社は、出荷前に本機材が正常に動作することを確認したうえで甲に引き渡すものとします。甲は、本機材の受領時に不備がある場合、直ちに当社に通知する義務を負います。

第3条（レンタル期間）

1. 原則として、本機材につき、当社から発送した日（レンタル開始日）から当社に返却された日（レンタル終了日）までをレンタル期間とします。
2. レンタル期間の期間延長については、甲は当初のレンタル期間満了日前日までに連絡し、当社がこれを承諾することにより設定いたします。

第4条（貸出および返却）

1. 本機材の当社から甲への貸出は、原則として毎週木曜日を発送日とし、木曜日が祝日の場合は前営業日に発送いたします。なお、配送は当社指定の運送業者により行われます。
2. 本機材の甲から当社への返却は、本条1項の発送日の翌週水曜日到着とします。水曜日が祝日の場合は前営業日を返却日とします。
3. 本条前項の日程以外での貸出または返却が行われた場合には、1週間分のレンタル料金を追加で申し受けます。
4. 特別な事情により、営業時間外（第5条に定める時間以外）の貸出または返却を行う場合は、当社が指定する時間内に限り対応可能とします。
5. 営業時間外（第5条に定める時間以外）に貸出または返却が必要な場合は、時間外料金としてレンタル料金の30%を加算いたします。
6. 甲は、返却時に本機材を受領時と同一の状態で返却する義務を負います。同一状態での返却がなされなかった場合、当社は今後の貸出を拒否することがあります。

第5条（営業時間）

1. 当社の営業時間は、以下のとおりとします。
平日（月～金） 9:00～17:00（※土日・祝日・8/13-15・12/30-1/3は休業）
2. 前項記載の時間帯以外を「営業時間外」と定義します。

第6条（レンタル料金）

1. 本サービスのレンタル料金は、当社ウェブサイトに記載されている金額を基準とし、1セット・1週間単位の金額とします。
2. 送料は甲の負担とします。
3. レンタル期間に応じた料金の換算は、以下の係数により算出します。

レンタル期間	料金係数
1週間	1.0
2週間	1.5
3週間	1.8
4週間	2.0

4. 甲は請求書記載のレンタル料金およびその他の諸費用を、請求書記載の支払い期限までに当社が指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。
5. 初回の取引は、料金の前払いを条件とします。

第7条（使用上の注意）

1. 甲は、本機材を善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとします。
2. 甲は、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本機材の改造または分解
 - (2) 本機材の第三者への転貸
 - (3) 公序良俗に反する使用
 - (4) 契約時に合意した目的以外での使用
 - (5) その他、前各号に準ずる行為

第8条（故障・破損・紛失）

1. 本機材に故障、破損、紛失、盗難等が発生した場合、甲は速やかに当社に報告するものとします。
2. 故障または破損が通常使用の範囲を超える場合、あるいは甲の過失によるものであると当社が判断した場合、甲は修理費用または本機材の時価相当額を負担するものとします。
3. 本機材が紛失または盗難にあった場合、甲は時価相当額を弁償するものとします。

第9条（キャンセル）

1. 本契約は、レンタル開始日の7日前までであれば無料でキャンセルすることができます。
2. レンタル開始日の6日前以降のキャンセルは、以下のキャンセル料が発生します。

申告日	キャンセル料率
発送日 6日前～2日前	レンタル料金の 30%
発送日 前日	レンタル料金の 50%
発送日当日 発送前	レンタル料金の 50%
発送日当日 発送手配以降	レンタル料金の 100%

第10条（免責事項）

1. 甲が本機材を使用したことにより発生した事故、損害、または第三者との紛争等について、当社は一切責任を負いません。
2. 天災、交通事情、その他不可抗力により、機材の納品または回収が遅延した場合においても、当社は一切の責任を負いません

第11条（契約の解除）

1. 当社は、甲が次の各号のいずれかに該当したときは、通知催告せずに直ちにレンタル契約を解除することができるものとします。
 - (1) 申込書記載または申込内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 甲の信用状態が著しく悪化した場合
 - (3) 本規約に違反した場合
2. 上記解除があった場合、甲は直ちに本機材を返却し、解除によって生じた一切の損害ならびに債務

を負担するものとします

第12条（機密保持）

- 当社および甲は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他一切の機密情報（以下「機密情報」といいます）につき、第三者への開示または漏洩を厳禁とします。
- 機密情報には、文書・口頭・電子データなど、開示方法を問わず含まれるものとします。
- 次の各号に該当する情報は、機密情報から除外されます。
 - 開示時にすでに公知であった情報
 - 開示後、自己の責によらず公知となった情報
 - 開示前に正当に保有していた情報
 - 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - 法令または行政機関・裁判所の命令により開示を求められた情報
- 機密情報は本契約の目的以外には使用してはならず、契約終了後は相手方の求めに応じて速やかに返却または消去するものとします。
- 本条の規定は、本契約終了後も有效地存続します。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 当社および甲は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）であること
 - 反社会的勢力が経営に実質的に関与している関係を有すること
 - 反社会的勢力をを利用して不当な利益を得ようとしたり、第三者に損害を与えること
 - 反社会的勢力に対して資金提供や便宜供与を行うこと
 - 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し脅迫的な言動を行い、または暴力を用いること
- 当社および甲が前項のいずれかに該当することが判明した場合、相手方は何らの催告を要せずに本契約を解除することができます。
- 前項に基づき契約を解除した場合、解除された当事者は、これにより生じた損害について相手方に対して一切の請求を行うことができません。

第14条（準拠法および合意管轄）

- 本規約の準拠法は、日本法とします。
- 本契約に関連して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（規約の変更）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様の承諾を得ることなく本規約を改定することがあります。改定後の規約は、変更内容および効力発生日を、適切な方法により周知します。
 - 変更がお客様の一般の利益に適合するとき
 - 変更が契約の目的に反せず、かつその必要性・内容の相当性その他の事情に照らして合理的なものであるとき

この規約は、令和7年12月1日より施行します。